

○社会保険の算定が完了しました

今年の算定も一部の事業主様を除き届出が完了いたしました。ご協力ありがとうございました。この後は皆様の個人別社会保険料額表を当事務所が作成し発行する流れになります。この時期の社会保険料は算定結果の他に、厚生年金の料率変更も重なり、場合によっては短期間でめまぐるしく社会保険料が変化してしまう場合もあります。当事務所としてはできる限り分かりやすいようにご通知するように心がけておりますが、分かりにくい箇所がある場合などは遠慮なくご連絡ください。

算定の結果は9月改定となりますので、社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10月支払い分の給与」からとなります。(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)算定によって決まった保険料額表は8月下旬の発送を予定しております。

○社会保険加入時の本人確認方法が変わります

～社会保険

これまで、社会保険加入時(厚生年金側)に、基礎年金番号が明らかならば、特段問題なく手続きできましたが、9月より手続き書類に記載した氏名・住所などが住民票の情報と異なると、一旦手続き書類が戻されることとなります。この場合、その間の健康保険証発行を含め手続きが遅れることになってしまいます。この点、あらかじめ情報をいただければこれまでどおり手続きすることができます。

つきましては、9月以降の取得手続きの際には、現住所と住民票住所を確認いただき、同じであれば特に問題はないのですが、異なる場合には住民票住所を合わせてご連絡頂きますようお願いいたします。

また、この機会に入社時には住民票の提出を求めることをお勧めいたします。

○介護休業関係の変更

～雇用保険、法改正

①雇用保険の給付率が上がります

雇用保険の「介護休業給付金」の給付率が引き上げられることになりました。介護休業給付金は、介護が必要な状態にある家族等の方に対して、介護のために休業し、給料が支払われない場合に支給されるものです。介護休業を開始した日から数えて、最大で3ヵ月間支給されます。この給付率が平成28年8月1日から変わります。現在は目安として給与月額40%となっておりますが、変更後は給与月額の67%にアップします。ただし、この改正は、平成28年8月1日以後に開始された介護休業が対象です

②法改正により介護休業の分割取得ができるようになります

今回の改正により介護休業の分割取得ができるようになります。この改正は平成29年1月1日からです。改正前は、対象家族一人につき1回まで、そして通算で93日までしか受けられませんでした。改正後は、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として介護休業の取得が可能になります。もちろん分割取得した場合でも、介護休業給付金の支給対象となります。

○あおば事務所主催 助成金を活用した研修(リーダーシップ研修)のご案内

現在あおば事務所では研修の受講から助成金の申請までをすべてパック化して一任していただけるプロジェクトを進めております。もちろん研修内容は折紙付です。講師はオリンピック選手、一流スポーツ選手、経営者などに、考え方や心理などを指導している教育者で、極めて楽しく本質的なリーダーシップを学ぶことが出来ます。研修の日程は12月6日(火)と12月13日(火)の2日間です。興味のある方は助成金担当 矢部までご連絡ください。

【活用する助成金はキャリア形成促進助成金(制度導入コース)です】

キャリア形成促進助成金(制度導入コース)は従業員に対してスキルアップを目的とした評価制度等の導入を行った場合に受けることの出来る助成金です。受給想定額は100万円～150万円を予定しております。

お知らせ

○あおば事務所のホームページの顧問先様限定ページには、過去のお知らせコーナーのバックナンバーのほか、助成金など様々な情報をアップしていく予定です。顧問先様限定ページのコンテンツを閲覧の際はパスワードを入力いただく必要がございます。パスワードは『aoba』です。

○8月11日～16日は夏季休業とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。